

令和4年第4回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和4年12月6日

美郷町議会

令和4年第4回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和4年12月6日（火曜日）

◎開会日時 令和4年12月6日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和4年12月6日 午前11時07分 散会

◎出席議員（11名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	8番	小路 文喜君
9番	甲斐 秀徳君	10番	川村 嘉彦君
11番	山本 文男君		

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和4年第4回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

令和4年12月6日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
9番 甲斐 秀徳 議員
10番 川村 嘉彦 議員
- 日程第2 会期の決定
12月 6日 ～ 12月 9日 4日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議長
(2) 日向東臼杵広域連合議会議員
(3) 入郷地区衛生組合議会議員
(4) 宮崎県北部広域行政事務組合議員
(5) 総務厚生常任委員長
(6) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告第9号 令和3年度美郷町の教育に関する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価
等の提出について
報 告
- 日程第5 同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命について
提案理由説明、質疑、討論、採決(投票による方法)
- 日程第6 議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正
する規約
提案理由説明
- 日程第7 議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例
提案理由説明
- 日程第8 議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例
提案理由説明

- 日程第 9 議案第 74 号 職員の定年等に関する条例等の一部を
改正する条例
提案理由説明
- 日程第 10 議案第 75 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及
び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 11 議案第 76 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の
一部を改正する条
提案理由説明
- 日程第 12 議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 13 議案第 78 号 美郷町税条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 14 議案第 79 号 美郷町の議会の議員及び町の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 15 議案第 80 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算
(第 8 号)
提案理由説明
- 日程第 16 議案第 81 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特
別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 17 議案第 82 号 令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 18 議案第 83 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 議案第 84 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会
計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 20 議案第 85 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特
別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 21 議案第 86 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所

日程第 22 議案第 87 号 事業特別会計補正予算（第 4 号）
令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事
業会計補正予算（第 3 号）

提案理由説明

日程第 23 請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直し
を中止し、すべての農家経営への支援
強化を求める請願

所管の常任委員会の付託

会 議 録

令和4年12月6日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和4年第4回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 甲斐 秀徳議員、10番 川村 嘉彦議員を指名いたします。

【議長 山本 文男】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

令和4年第4回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期につきましては、本日から12月9日までの四日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところでございます。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月9日までの四日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの四日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度定期監査報告書がお手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 山本 文男】

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

【議長 山本 文男】

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれの報告の申し出があります。

【議長 山本 文男】

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

総務厚生常任委員長、中嶋 奈良雄議員。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

総務厚生常任委員会の調査の報告をします

記

1. 調査日 令和4年11月17日(木)
2. 調査場所 役場委員会室
3. 調査目的 地域包括医療局の体制等について

4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局
5. 対応者 副町長、地域包括医療局長、医療局担当者
6. 調査の概要（意見）

地域包括医療局の病院や診療所、各部門の体制や診療内容について、説明を受けた。

（考察）

医療局は、非常勤を含む医師7名、看護師43名ほか、合計87名の職員と他の医療機関の応援も受けながら、3つの医療機関ででき得る限りの医療を提供していると感じた。

現在は、新型コロナの対応が常態化しており、厳しい体制での業務が続いているようである。

そのため、各種委員会や会議で業務改善の取組がなされ、今年4月から、夜間勤務のオンコール体制の導入が図られている。

また、電子カルテの病院と診療所での情報共有の検討も行っているとのことであった。

その他、西郷病院は、へき地医療拠点病院として県指定を受けており、へき地医療の中核を担う病院として医師派遣事業等も実施しているとのことであった。

現在、県より医師5名の派遣を受けながら、また、働き手不足や働き方改革により、苦しい体制での運営ではあるが、町にとって重要な医療の充実に今後も努力してほしい。

続きまして、2つ目の報告をいたします。

1. 調査日 令和4年11月17日（木）
2. 調査場所 役場委員会室
3. 調査目的 町の財政状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局
5. 対応者 副町長、総務課長、財政担当者
6. 調査の概要（意見）

令和3年度までの美郷町の決算額等の推移及び令和3年度の財政指標について説明を受けた。

（考察）

町の財政状況は数字上では改善が見られるが、これは経済対策等による普通交付税や各種交付金、森林環境譲与税の増額やふるさと応援基金の取り崩し等によるもので、一過性の要因が多く厳しい財政状況には変わらないとのことであった。

また、歳出は物件費や補助費等が増加しており、歳入に大きく占める普通交付税は、人口減少により将来は減少すると見込まれるとのことであった。

実質公債比率は7.0%で、ほぼ県内の平均値であるが、交付税措置があるので、起債をもう少し活用してはとの意見も出された。

将来できる限り町民ニーズへの柔軟な対応ができるよう、歳入の確保を図るとともに、既存の事務事業を見直すなど、行財政改革を推進し、予算を効果的に執行していく必要があると感じたところである。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

文教産業常任委員長、那須 富重議員。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

それでは、文教産業常任委員会の調査の報告をします
記

1. 調査日 令和4年11月7日（月）
2. 調査場所 議会本会議場
3. 調査目的 地域おこし協力隊の活動状況について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局職員
5. 対応者 政策推進室長、担当職員、地域おこし協力隊員
6. 調査の概要（意見）

地域おこし協力隊の制度と町の活動方針の説明を受け、協力隊員から活動状況について聞き取り調査を行った。

（考察）

地域おこし協力隊の制度は、町や地域住民でできなかった地域おこしを協力隊員のスキルや知識を最大限活用して、地域おこしを行うことである。そしてそれを通じて、退任後に町に定住できる企業や就職につなげることが目的であると捉えた。

しかしながら、スキル等が十分に生かされていない協力隊員がいるように感じた。必要に応じてルールを見直すなど、協力隊員の意見をいかにして吸い上げるかを担当職員は考え、自由度を高める必要があり、そのことにより定住率が高められると感じた。

最後に、町は定住に必要な支援を可能な限り実施するとともに、職員や町民は協力隊員が人生をかけて美郷町に移住していることをもっと意識するべきであると強く感じたところである。

付記事項については、省略いたします。

以上で、委員会調査報告を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第4 報告第9号 令和3年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の提出について

【議長 山本 文男】

町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。令和4年の最後の議会定例会ということで、四日間よろしくお願いたします。

それでは、報告第9号 令和3年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告を申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定されております。そこに、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされており、ここに報告するものでございます。

点検・評価対象でございます。

- ①教育委員会の活動としまして1事業
- ②学校教育の充実としまして12事業
- ③家庭教育の振興としまして3事業
- ④社会教育の振興、生涯学習の充実としまして4事業
- ⑤健康の増進と生涯スポーツの振興としまして2事業
- ⑥文化の高揚としまして3事業

以上がございました。

その、各項目と事務事業につきまして、町教育委員会に於いて自己評価を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定にあります、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」ということから、国立大学法人 宮崎大学副学長を歴任され、現在、学校法人 宮崎産業経営大学非常勤講師であられる、村岡嗣文氏の御意見をいただいたところでございます。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、報告第9号の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第5 同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命についてを議題とします。同意第5号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年2月をもって任期満了を迎える上村かおり教育委員の後任として長田孝子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき議会の同意を求めるものであります。

北郷地区在住の長田孝子氏は、多年にわたり地域の子どもたちを対象としたピアノ教室を運営されるなど教育活動に熱心に取り組んでおられます。

また、3人のお子様を育てられる中で、地域や学校におけるPTA活動にも積極的に参加されるなど、本町の教育行政に高い見識を有していると認められることから、教育委員として適任であると考えるところであります。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任命後の任期は令和5年2月から令和9年2月までの4年間となります。以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命についての採決を行います。この採決は、会議規則第82条第1項の規定及び申し合わせにより、無記名投票で行います。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員数は11名であります。

表決の方法は、「投票」ですので、議長を除く10名で投票を行うこととなります。

【議長 山本 文男】

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

【議長 山本 文男】

念のために申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

また、会議規則第84条の規定、白票の取扱いにありますように、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対として取り扱いますので申し添えます。

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

【議長 山本 文男】

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から議席順に投票をお願いいたします。

(投 票)

【議長 山本 文男】

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。

開票を行います。

1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

【議長 山本 文男】

投票の結果を報告します。
投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。
有効投票のうち賛成10票、反対ゼロ票です。
以上のとおり全員が賛成であります。

【議長 山本 文男】

したがいまして、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を開きます。

【議長 山本 文男】

日程第6 議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正する規約を議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正する規約について、提案理由を申し上げます。

日向東臼杵広域連合議会の議員定数は令和3年1月25日付、議会運営委員会申し合わせ事項で人口に基づく基準が定められており、現在の議員数は、日向市8名、門川町3名、美郷町2名、諸塚村2名、椎葉村2名の計17名ですが、令和4年10月1日の現住人口を確認した結果、日向市の人口が6万人を下回っております。

これにより日向市選出議員定数を8名から7名に、全体の議員定数を17名から16名に改めることについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。
この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第7 議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、職員の多様な働き方のニーズに資するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3に規定する高齢者部分休業制度を本町においても導入するもので、55歳に達した職員が定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で勤務しない事ができる制度を新設するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第8 議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例について、提案理由を申し上げます。

これまで、個人情報保護制度は国や民間事業者、地方公共団体で別々の法律や条例が適用されていましたが、個人情報保護法が改正され、令和5年4月から同じ法律が適用されます。

このことにより、公的部門における統一された保護水準の確保や官民横断的に個人情報の適正な取り扱いを確保することが個人情報保護委員会により行われます。

本町においても、このことに対応するため、従来の個人情報保護条例を廃止し、改正された法律で委任された開示請求に係る手数料を規定するため、新たに条例を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第9 議案第74号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第74号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各自治体が条例で定めるものとされています。令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な生活設計の支援を図るため、諸制度が設けられました。

これを受け、地方公務員法も改正され、国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げることになるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など国家公務員と同様の措置を講じることになりました。

本町においても、このことに対応するため、所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第10 議案第75号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第76号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。

関連がございますので、議案第75号、議案第76号の2件については、一括議題にしたいと思っております。

【議長 山本 文男】

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第76号までの2件を一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第75号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて期末手当の改定を行うものであります。6月と12月の支給割合を、それぞれ1.65月に改定します。これにより、期末手当の年間総支給月数は、3.25月分から3.3月分となります。本年は、6月に1.625月分を支給しておりますので、12月の支給割合を1.675月分として、年間総支給月額を3.3月分とするものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第12 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告を踏まえた勤勉手当の引上げ並びに給料表の改定及び地方公務員法の一部改正に基づく60歳を超える職員の給与の取扱いについて定めるものです。

第1条は人事院勧告に基づく改正です。

今年の人事院勧告ですが、本年4月時点で国家公務員の月例給が民間給与を下回っていたことから、20歳代半ばの職員が在職する号俸に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げられました。

また、特別給について、0.1月分引き上げられ、本年度については12月期の勤勉手当に、来年度以降は6月期と12月期の勤勉手当が均等になるように配分されることになりました。

第2条は、地方公務員法の一部改正に基づく改正です。

公務員の職員の定年年齢の引き上げに伴い、60歳に達した国家公務員の給料月額、60歳前の7割水準に設定された取扱いに準じ、本町においても同様の水準に設定するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第13 議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法附則第64条の規定に基づき、関係する美郷町税条例を改正するものであります。

内容につきましては、町が定めた中小企業者の先端設備等に関する導入促進基本

計画に基づき、町内の中小事業者等が新たに取得した設備について、取得した年の翌年度より3年間、固定資産税の課税標準額をゼロとする特例措置を講じるものであります。

本制度は、中小企業等経営強化法に基づき、中小事業者等の生産性改革実現のために創設された制度であり、併せて、税制措置を講じることにより、国と市町村が一体となって中小事業者等の取組を支援するものです。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第14 議案第79号 美郷町の議会の議員及び町の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第79号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）により、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター・ビラ作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

これに伴い本条例について、所要の改正をするものです。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第15 議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正、既存予算のうち経常的経費の過不足、各種事業の進捗に伴う財源や歳出の更正、また併せて災害復旧事業の対応等必要な経費を要求するものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億7,297万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を110億8,588万9,000円とするものであります。

それでは、歳入につきまして主なものを御説明いたします。

分担金及び負担金のうち、災害復旧事業に伴う地元分担金の見込みにより、農地・農業用施設災害復旧費分担金に1,678万8,000円を追加しました。

次に、国庫支出金のうち、国庫負担金には公共土木施設災害復旧費負担金に4億6,690万円を追加しました。また、国庫補助金は、システム改修補助金として民生費国庫補助金に66万円を追加、新型コロナワクチンの接種に係る体制確保事業補助金として衛生費国庫補助金に35万3,000円を追加しました。

これにより、国庫支出金全体では4億6,792万4,000円の増額となりました。

次に、県支出金のうち、県負担金には低所得者保険料軽減県負担金として民生費県負担金に5,000円を追加しました。県補助金は、農林水産業費県補助金のうち、特用林産業新規就業者支援事業補助金から事業費確定に伴い6万7,000円を減額、県単山村整備作業路開設事業補助金から交付決定により19万5,000円を減額、森林整備加速化・林業再生事業補助金を事業不採択に伴い1,668万8,000円減額しました。また、床並地区、松の越地区の県単治山事業補助金として56万円を追加しました。災害復旧費県補助金には4億7,625万円を追加しました。

これにより、県支出金全体では4億6,071万4,000円の増額となりました。

次に、財産収入では、財産売払収入のうち北郷黒木の町行分収木売払いに伴う公有林立木売払収入に770万円を追加しました。

次に、繰入金では、一般財源の不足分を調整するため、基金繰入金の財政調整基金繰入金に4億1,643万2,000円を追加しました。

次に、諸収入では、強い農業づくり交付金返還金71万円、国道改良工事に伴うケーブルテレビ施設移設補償金130万円の追加があり、その結果、222万円の増額となりました。

最後に、町債のうち、公共事業等債に、事業の追加採択による県営中山間地域総合整備事業負担金の増に伴い300万円を追加しました。災害復旧事業債に3億9,820万円を追加しました。

続いて歳出について説明させていただきますが、臨時的な経費及び政策的な経費を中心に、主なものを説明させていただきます。

初めに、議会費から5万1,000円を減額しました。内容は職員人件費の補正であります。

次に、総務費に1,194万1,000円を追加しました。

財産管理費では、南郷支所庁舎屋根防水工事費として南郷庁舎維持改修費に213万4,000円、北郷地域課管理の公共施設修繕費などのその他財産管理費に79万円を追加しました。企画費では、空家利活用推進事業補助金、老朽危険家屋等除却促進事業補助金など空家対策事業費に60万円、企画一般経費に企業版ふるさと納税寄附感謝状製作委託料40万6,000円を追加しました。

電算システム管理費では、財務会計システムの改修など、委託料64万9,000円を追加しました。

徴税費の賦課徴収費では、新增築家屋調査委託料として54万6,000円を追加しました。

次に、民生費に760万9,000円を追加しました。

このうち高齢者福祉費の高齢者福祉支援費では、利用者数の増に伴い生活管理短期宿泊事業委託料に80万円を追加、障がい福祉費では、利用者増加に伴い地域生活支援事業の日常生活用具給付費に12万円、対象者の増により、更生医療費給付費に100万円、介護士給与のベースアップと診療報酬アップ等に伴い、障がい福祉サービス費に500万円、障害福祉サービスデータベース構築によるシステム改修委託料に88万円を追加しました。

次に、衛生費に606万7,000円を追加しました。

このうち保健衛生費の保健衛生総務費では、二次救急医療対策負担金114万4,000円を追加しました。水道費では、南郷中渡川地区個人水道に対する水道施設整備補助金18万円を追加しました。清掃費の塵芥処理費では、台風14号により被災した北郷廃棄物集積場シャッターの修繕費として廃棄物施設整備工事費に55万円を追加しました。また、し尿処理費では、電気・物価高騰により負担増となった入郷地区衛生組合負担金に206万7,000円を追加しました。

次に、農林水産業費から99万9,000円を減額しました。

このうち農業費の農業振興費では、町を介して県へ返還する、強い農業づくり交付金返還金に71万円追加、実施設計により増額となる農用地管理事業に54万8,000円を追加、農地費では、事業の追加採択に伴う県営中山間地域総合整備事業負担金に390万円を追加しました。これにより農業費では、723万7,000円の増額となりました。

続けて林業費の林業振興費では、特用林産物振興事業の販売促進並びに燃料高騰対策への補助金として、特用林産振興事業（町単）に123万円を追加、治山事業費では、床並地区、松の越地区の県単治山事業費と南郷地区の町単治山事業費に併せて266万円を追加、公有林整備費では、町行分収造林地負担金385万円を追加しましたが、林業振興費において、森林整備加速化・林業再生事業の不採択に伴い1,668万8,000円を減額したこと等により、林業費では823万6,000円の減額となりました。これにより、農林水産業費全体としては減額となりました。

次に、商工費に1,097万3,000円を追加しました。

このうち観光費の観光振興費では、温泉のポンプ及びフロートスイッチの修繕費として、石峠レイクランド管理運営費に49万8,000円追加、南郷温泉のポンプ修繕、屋根改修工事費として、南郷温泉管理運営費に166万3,000円を追加、コテージ山霧の塩素注入設備修繕費、コテージ施設の改修工事費として南郷地区観光施設管理運営費に839万2,000円を追加しました。

次に、土木費に788万9,000円を追加しました。

道路維持費に台風14号により被災した、町道の迂回路整備に使用する道路維持

原材料代200万7,000円を追加しました。公営住宅管理費では、公営住宅維持管理費に121万9,000円、住宅管理一般経費に旧NTT社宅の不動産購入費を含む215万円を追加しました。河川砂防費の河川管理費6万1,000円の追加については、北郷黒木谷川通常砂防事業に係る経費であります。

次に、消防費に43万6,000円を追加しました。

主として、職員人件費の補正であります。

次に、教育費に1,082万6,000円を追加しました。

このうち社会教育費の公民館費では、大会参加者費用弁償から九州公民館大会中止による不用額26万1,000円の減額、公民館維持補修補助金の申請取り下げによる不用額90万9,000円の減額等、公民館費全体で130万4,000円を減額しました。体育施設費では、社会体育施設の修繕費66万4,000円、入下多目的研修センター照明改修工事費として150万7,000円を追加しました。

次に、災害復旧費に15億7,724万4,000円を追加しました。

このうち、農地・農業用施設災害復旧費に3億9,270万4,000円、林業施設災害復旧費に4億5,900万円、道路橋梁災害復旧費に7億2,554万円を追加しました。

最後に、諸支出金に1億4,104万3,000円を追加しました。

このうち特別会計繰出金には、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金170万5,000円、国民健康保険事業特別会計繰出金60万円、介護保険事業特別会計繰出金374万7,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金1億3,470万円をそれぞれ追加しました。

基金積立金には、学校教育施設整備基金積立金29万1,000円を追加しました。

以上が主な補正の内容であります。これにより、令和4年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ110億8,588万9,000円となりました。

次に、4ページの繰越明許費について説明いたします。

戸籍情報システム改修事業につきましては、デジタル法適用に伴う令和5年度からの戸籍事務内連携サーバー運用に対応するために、国の補助を受けてシステム及び関連機器の改修を行うものですが、国の交付決定が令和5年2月となる見込みであり、その後の委託契約となりますと年度内完了が困難となる見込みであるためです。次のガンバレ！農業びと応援プロジェクト事業は、生涯現役で農業に取り組むために必要な、施設改修や機械購入費に対し3分の1以内で補助するものであります。該当予算については、ハウスの改修に対しての補助金であります。台風14号の影響により施工業者の年度内対応が困難となったために繰越予算に計上するものです。

また、各災害復旧事業につきましては、令和5年2月までの予定であります。災害査定後の工事発注となりますので、年度内完成が困難となる見込みから、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費の予算を計上するものです。

最後に、5ページの地方債補正につきましては、公共事業等債に300万円、災害復旧事業債に3億9,820万円を追加し、全体の限度額を10億9,115万6,000円とするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第16 | 議案第81号 | 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 議案第82号 | 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第83号 | 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第84号 | 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 | 議案第85号 | 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第21 | 議案第86号 | 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第87号 | 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号） |

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第81号から議案第87号までの7件については、一括議題にしたいと思えます。

【議長 山本 文男】

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号から議案第87号までの7件を一括議題とすることに決定しました。

7件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億505万8,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、一般会計繰入金として60万円の追加予算を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては、まず、一般職員人件費として60万円の追加予算を計上しております。

また、基金積立金を2万2,000円減額し、その他、諸支出金の償還金など合計2万2,000円の追加予算を計上しております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第82号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,647万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億206万7,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、令和4年度保険給付費における各サービスの支出状況を踏まえて歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

歳入につきましては、保険給付費の実績見込みに伴い国庫支出金の介護給付費負担金が397万7,000円、支払基金交付金が3,684万円、県支出金の介護給付費負担金が379万4,000円増額となっております。

歳出につきましては、保険給付費において居宅介護サービス費を2,000万円、施設介護サービス等給付費を60万円、居宅介護住宅改修費を12万5,000円、高額合算療養費を60万円増額しております。特定入所者介護サービス費を495万円減額し、介護サービス等諸費においては介護予防サービス等給付費を360万円、居宅介護支援サービス等給付費を10万円、介護予防地域密着型サービス給付費を382万3,000円増額いたしました。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第83号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億911万4,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、給料表改定に伴う会計年度任用職員の報酬、期末手当の増額によるものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合受託事業収入4万4,000円を増額いたしました。

歳出につきましては、会計年度任用職員の報酬3万6,000円、期末手当8,000円、合計4万4,000円を増額いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第84号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、現行予算の組み替えによるものであり、予算総額に変動はございません。

簡易水道総務費の備品購入費のうち、庁用車管理購入費の入札執行残20万円、簡易水道財産管理費の委託料のうち、浄水場配水タンク清掃業務委託料49万円、地方公営企業法適用移行業務委託料72万円を減額し、需用費に施設維持管理費の電気代不足分20万円を追加しました。また台風14号の倒木により破損した神門浄水場施設のフェンス修繕費55万円、予備費に66万円を追加することによりまして、歳出内での組み替えを行うものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第85号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,620万円を追加し、予算の総額を3億594万5,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金に計画策定委託業務の国庫補助金として4,150万円、一般会計繰入金に1億3,470万円をそれぞれ追加しております。

歳出につきましては農業集落排水事業費の需用費のうち、不足が見込まれる電気代に60万円、修繕費に50万円を追加、委託料のうち地方公営企業法適用移行業務委託料の入札執行残を50万円減額し、計画策定委託料に5,010万円を追加、工事請負費に台風14号により倒壊したフェンスの復旧を行うため100万円、農業集落排水施設災害復旧費の工事請負費に1億2,450万円を追加しております。

計画策定委託料につきましては、施設の適正な維持管理を行っていくための計画を策定する維持管理適正化計画策定委託料3,300万円と、その計画をもとに機器更新などを行い、施設の強靱化を図るための施設整備事業計画策定委託料1,710万円となっております。

施設災害復旧費の工事請負費につきましては、施設の本復旧工事として、点検蓋の作成、電気機械設備の取替交換、計装版のかさ上げに係る費用を計上しております。財源となる補助金等については、国の災害査定が終了していないため、査定額をもとに令和5年度予算にて計上することとしております。

これら計画策定事業及び災害復旧事業につきましては、どちらも令和4年度から令和5年度の2か年事業とし、今回の補正と併せ繰越明許費として提出させていただいております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第86号 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億775万2,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、職員人件費不足分130万円及び給料表改定による会計年度任用職員人件費40万5,000円の増額であります。

歳入補正の主なものは、人件費の増額に伴う一般会計繰入金170万5,000円の増額であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第87号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出につきまして、それぞれ12万1,000円の増額補正を行うものであります。

内容につきましては、収入では、労災レセプト電算処理システム導入支援金として12万1,000円の増額、支出では、会計年度任用職員の育児休業等による給料の減、人事院勧告に伴う手当の増など合わせて531万9,000円の減額、労災レセプト導入にかかる経費や修繕費など263万1,000円の増額、空調設備改修や発熱外来診療棟の設置など固定資産の増加による減価償却費280万9,000円を増額補正するものです。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第23 請願第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営への支援強化を求める請願を受理しました。

お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了いたしました。

次は明日、12月7日水曜日です。定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違いのないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時07分)